



はい！こちら消費生活センターです

知っておきたい 消費税とキャッシュレス決済！

令和元年10月1日に消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に軽減税率制度がスタートしました。基礎的なことを再確認し、キャッシュレス決済サービスについても理解しましょう。

◎軽減税率制度

軽減税率8%対象品目→飲食料品の買い物、テイクアウト、出前・宅配

新聞（定期購読している週2回以上発行している新聞）

除外10%→外食、酒類、医薬品-医薬部外品、ケータリング・出張料理、駅の売店やコンビニで売られている新聞



◎キャッシュレス・消費者還元制度（期間2019.10.1～2020.6.30の利用分）

近くの対象店舗（主に中小・小規模事業者）で、クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコードなどを用いたキャッシュレス決済（現金を使わない）で代金を支払うとポイント還元が受けられる制度（原則として購買金額の5%を還元。フランチャイズチェーン参加の中小・小規模店舗等〔コンビニ等〕では2%還元）

また、下記のような消費税率引き上げに便乗した詐欺にも注意してください。

Q：銀行の業界団体を名乗る男から「消費税増税の関係で高齢者に社会保険料の一部が戻ることとなった。通帳とキャッシュカードの暗証番号を教えてください。」  
〈80代男性〉

A：金融機関や行政等が、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけることはありません。キャッシュカードの番号を問い合わせすることもありません。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

**☎0774-72-9955**（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

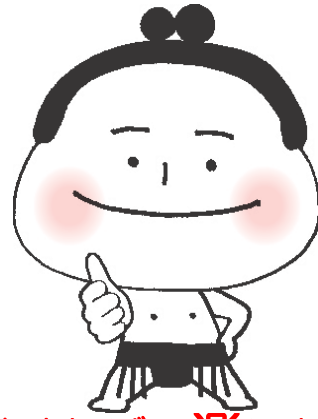
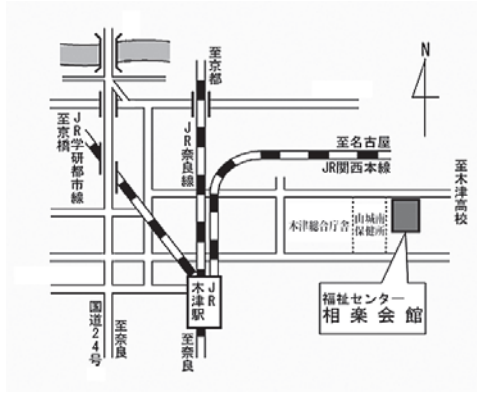
住 所 相 談 日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002（電話のみ）



相談すれば 楽になる